

平成30年 第8回

川西市教育委員会（定例会）議事録

川 西 市 教 育 委 員 会

会議日程・付議事件	1
出席者	2
説明のため出席を求めた者	3
議事録作成者	3
審議結果	4
会議の顛末（速記録）	5 ~ 24

会議日程・付議事件

会議日時 平成30年5月17日(木) 午後2時00分

場 所 川西市役所 4階 庁議室

日程 番号	議案 番号	付 議 事 件	備 考
1		議事録署名委員の選任	
2		前回議事録の承認	
3		事務状況報告	
4	議案第27号	川西市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について	
5	議案第28号	川西市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について	
6	議案第29号	川西市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	
7	議案第30号	川西市青少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	
8	議案第31号	平成31年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について	
9		諸報告	

出席者

教 育 長 石 田 剛

委 員 加 藤 隆一郎
(教育長職務代理者)

委 員 磯 部 裕 子

委 員 服 部 保

委 員 鈴 木 温 美

説明のため出席を求めた者

教 育 推 進 部 長	若 生 雅 史
こ ども 未 来 部 長	中 塚 一 司
教 育 推 進 部 副 部 長	中 西 哲
教 育 推 進 部 副 部 長 (学 校 教 育 担 当)	株 本 一 男
こ ども 未 来 部 副 部 長	山 元 昇
教 育 総 務 課 長	武 富 祥 平
学 務 課 長	志 波 仁 史
学 校 教 育 課 長	西 門 隆 博
教 育 支 援 セ ン タ ー 所 長	荒 木 浩
教 育 支 援 セ ン タ ー 主 幹	土 本 純 平
社 会 教 育 課 長	大 屋 敷 美 子
社 会 教 育 課 主 幹 兼 文 化 財 資 料 館 長	田 中 肇
中 央 図 書 館 長	村 山 尚 子
中 央 公 民 館 長	藤 井 恵 子
こ ども 支 援 課 長	岩 脇 茂 樹
幼 児 教 育 保 育 課 長	丸 野 俊 一
幼 児 教 育 保 育 課 主 幹	河 南 裕 美
こ ども ・ 若 者 ス テ ー シ ョ ン (開 設 準 備 担 当) 所 長 兼 青 少 年 セ ン タ ー 所 長	増 田 善 則
公 共 施 設 マ ネ ジ メ ン ト 課 主 幹	小 林 尚 司

議事録作成者

教 育 総 務 課 主 査	四 方 田 政 樹
---------------	-----------

議案等審議結果

議案 番号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果
議案 27	川西市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について	30.5.17	30.5.17	可 決
議案 28	川西市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について	30.5.17	30.5.17	可 決
議案 29	川西市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について	30.5.17	30.5.17	可 決
議案 30	川西市青少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定について	30.5.17	30.5.17	可 決
議案 31	平成31年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について	30.5.17	30.5.17	可 決

[開会 午後 1 時 5 9 分]

石田教育長 それでは、只今より、平成 3 0 年第 8 回川西市教育委員会（定例会）を開会いたします。

石田教育長 それでは、「本日の出席者」をご報告いたします。本日は、全員出席でございます。なお、「事務局職員の出欠」につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

教育総務課長（武富） 本日の「事務局職員の出欠」について、ご報告申し上げます。本日は、説明のため出席を求めた者は全員出席でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

石田教育長 次に、本日の「議事日程」につきましては、配付しております議事日程表のとおりであります。

石田教育長 これより日程に入ります。日程第 1「議事録署名委員の選任」を行います。教育長において、磯部委員、服部委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

石田教育長 では次に、日程第 2「前回議事録の承認」でございますが、事務局において調製し、第 7 回定例会の議事録の写しをお手元に配付しております。事務局から説明をお願いいたします。

教育総務課長（武富） それでは、第 7 回定例会の議事録につきまして、ご説明申し上げます。1 ページに会議日程・付議事件、2 ページに出席者を、3 ページに説明のため出席を求めた者、4 ページに審議結果を掲載してございます。議事録につきましては 5 ページからございまして、会議次第に基づきましてご審議いただきました経過等につきまして、調製させていただいております。署名委員の署名については、加藤委員、磯部委員にご署名を頂戴しております。以上でございます。

石田教育長 説明は終わりました。只今の説明について、質疑はございませんか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。第 7 回定例会の議事録につきましては、これを承認することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議事録につきましては、承認されました。

石田教育長 では次に、日程第3、事務状況報告であります。事務局から報告をお願いいたします。

教育推進部長
(若生) それでは、教育推進部から1点目、留守家庭児童育成クラブの現状についてご報告いたします。

公設クラブにおいては、待機児童対策の一つとしまして、4月から川西小学校で1クラブ増設を行い、また牧の台小学校等クラブ室の面積が広いクラブにおいて、一人当たりの基準の面積が確保できる範囲で、児童の受け入れ拡大を行っております。それらを含めまして、5月1日現在、28クラブとなり、1,127人の児童が育成クラブを利用しており、昨年の1,039人から、88人の増加となっております。

また、民間の留守家庭児童育成クラブにおいては、4クラブで77人が利用している状況でございます。

待機児童につきまして、5月1日現在で32人となっており、最も多いのは明峰小学校で13人、次いで、けやき坂小学校で11人となっております。昨年度の5月1日付の待機児童数は113人でしたので、81人の減となっておりますが、待機児童の解消には至っておりません。

今後も待機児童の解消に向けて対策を検討してまいります。

こども未来部長
(中塚) 続きまして、こども未来部から2点目の「保育所等の待機児童数について」ご報告させていただきます。

昨年度は、待機児童数算出基準の改定がありましたが、今年度は算出基準に変更がありませんでしたので、昨年度と同様の基準に基づき算出した本年4月の待機児童数をご報告させていただきます。

まず、保育を必要とする、いわゆる2号・3号の認定を受けた児童が入所する施設の受け入れ定員につきましては、昨年10月に、多田地区にあります認可外保育園を定員19人の小規模保育事業所として認可し、本年4月から畦野地区の民間保育園が定員を20人ふやしました。また、久代地区において定員19人の小規模保育事業所が開園し、能勢口駅近くにあります認可外保育園を定員19人の小規模保育事業所として認可するな

ど、昨年の定員 1,944 人から 77 人の増を図り、総数 2,021 人とし、待機児童の解消に向けて取り組んでまいりました。

保育を必要とする児童の保育所等への入所につきましては、昨年 10 月から入所申請を受け付け、一人でも多くのお子様をご希望の施設へ入所していただけるよう、入所調整を進め、保育施設にも定員を超えた受け入れの弾力的運用をお願いしてまいりました。

しかしながら、保育の需要は定員拡大量を上回っており、待機児童の解消には至らず、平成 30 年 4 月 1 日現在で 36 人となりました。昨年 4 月の同時期の待機児童数は 39 名でしたので、3 名減となっております。

なお、36 名の内訳は、ゼロ歳児がゼロ、1 歳児が 24 人、2 歳児が 3 人、3 歳児が 6 人、4 歳児が 3 人、5 歳児はゼロ人となっております。1 歳児に待機児童が多いのは、育休明けの職場復帰希望の状況を反映していることと思われます。

今後は、今年度も予定しております保育施設整備事業者の公募など、保育定員を増加させる施策を着実に推進するとともに、国におけます待機児童解消に関する施策等を踏まえながら、その他の事業実施も検討するなど、待機児童解消に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

2 点目につきましては以上でございます。

教育推進部長
(若生)

続きまして、3 点目、4 月分の教育委員の皆様方の活動についてご報告いたします。

加藤委員には、兵庫県市町村教育委員会連合会理事会のほか、清和台南小学校、東谷中学校の入学式、久代幼稚園の入園式、牧の台みどりこども園の開園入園式、加茂小学校、清和台南小学校への新任管理職対象学校訪問にご出席いただきました。

磯部委員には、兵庫県女性教育委員の会幹事会のほか、久代小学校の入学式、牧の台みどりこども園の開園入園式、川西小学校、牧の台小学校への新任管理職対象学校訪問にご出席いただきました。

服部委員には、川西幼稚園の入園式のほか、久代小学校、緑台小学校への新任管理職対象学校訪問にご出席いただきました。また、一庫ダム所長とエドヒガンの天然記念物指定について、川西市市民環境部と台場クヌギ、市民団体の育成についてご相談されたほか、黒川奥瀧谷の天然記念物台場クヌギ及び妙見山の天然記念物ブナ林の生育状況調査にご参加いただきました。

鈴木委員には、緑台小学校、川西南中学校の入学式のほか、東谷幼稚園の入園式、牧の台みどりこども園の開園入園式、北陵小学校への新任管理

職対象学校訪問にご出席いただきました。

主なものではございますが、ご報告させていただきます。

以上でございます。

石田教育長

只今の報告について、ご質問はございませんか。

磯部委員

意見です。1番と2番についてですが、留守家庭児童育成クラブの受け入れ人数についても、保育所の待機児童数の減少に関しても、このところ担当課の皆様にはすごく頑張っていると思います。ただ、ニーズももちろんある中、残りあと30名ぐらいです。留守家庭児童育成クラブも保育所も待機児童がいらっしゃいますので、今年度も引き続きよろしく願いいたします。

石田教育長

ご意見ということでよろしいですか。

磯部委員

はい。

鈴木委員

待機児童の数が減ることももちろん大事なのですが、留守家庭児童育成クラブの指導者の募集記事を広報でも見かけましたが、応募状況はいかがでしょうか。

社会教育課長
(大屋敷)

今のところ、4月に広報でも募集をさせていただいたのと、あわせまして自治会に募集をかけさせていただいたということ、それとハローワークあわせてさせていただいているんですけども、今のところ少しずつ来ていただいているところでございます。4月、5月になりまして10名弱ぐらい採用をさせていただいたという状況はございます。ただ、それで全部埋まっているかというとなかなか難しいところですので、今後いろんな方法でお願いをしていきたいなというふうに思っております。

鈴木委員

わかりました。クラブの質が大切であると思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

石田教育長

それでは、事務局報告については以上といたします。

石田教育長

では、次に日程第4、議案第27号「川西市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願い

します。

教育総務課長
(武富)

それでは、議案第27号「川西市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

本件は、川西市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、教育委員会の会議の傍聴について、その傍聴に係る手続等を改正するためでございます。

規則案の内容につきましては2ページでございますが、詳しくは新旧対照表でご説明いたします。3ページをご覧ください。

主な改正内容は、第1条の傍聴手続、第4条の傍聴人の禁止事項であります。

第1条でございます。現行の第1条では、傍聴しようとする者は、「所定の用紙に自己の氏名及び住所を記入し、又は名刺を添付」する必要がありますが、市の会議公開手続の事務処理要領におきましては、傍聴に係る手続を簡素化し、より広く会議を公開していくため、「傍聴人名簿については、特に理由がなければ作成しない。」と整理しております。

第4条でございます。傍聴に係る禁止行為として第1号から第6号までの規定がなされておりますが、第6号を第7号とし、第5号の次に「携帯電話、パーソナルコンピュータ等の電子機器を、音を発する状態で持ち込まないこと。」という禁止事項を新たに設けました。携帯電話等の音声により議事運営を妨げることがないように規定するもので、円滑な議事運営につながるものと考えております。

なお、本年4月より、市議会においても、傍聴手続、傍聴人の禁止事項について同様の改正がなされおり、市として手続の整合を図るものでございます。

なお、この規則は、公布の日から施行しようとするものでございます。説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

加藤委員

最後の付則のところ、公布の日からという部分についてですけれども、公布の日というのは具体的には何月何日を指しますか。

教育総務課長
(武富) 5月1日を予定しております。

加藤委員 本年の5月1日。

教育総務課長
(武富) 失礼しました。本年6月1日を予定しております。

石田教育長 平成30年6月1日ということですね。よろしいですか。

加藤委員 オーケーです。

石田教育長 ほかがございませんか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第27号につきましては、これを可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第27号につきましては、可決されました。

石田教育長 では次に、日程第5、議案第28号「川西市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育支援センター
所長(荒木) それでは、議案第28号「川西市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。
4ページをご覧ください。
本案は、川西市教育支援委員会規則の一部を改正する規則を次のとおり制定することについて、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により議決を求めるものでございます。
特別な支援を必要とする乳幼児の就学前施設における支援に係る事項を調査審議するため、規則の一部を改正する必要があるので本案を提出するものであります。
経緯を申し上げます。昨年度まで、市立幼稚園・保育所等で、特別な支

援を必要とする幼児への加配職員の有無やその人数の決定方法は、それぞれ異なった方法により決定しておりました。市立幼稚園は、従前より、教育支援委員会で協議し、教育委員会が決定していました。保育所等は、幼児教育保育課で実施しておりました。

今年度、市立認定こども園の設置を機会とし、特別な支援を必要とする幼児への加配職員の有無などを決定する手法において、統一を図る方向で検討してまいりました。そこで、教育支援委員会に市立幼稚園・保育所等における特別な支援を必要とする乳幼児の加配等の有無について審議する部会を設け、この部会の意見に基づき、加配の有無、程度を教育委員会が決定する仕組みに改めることを考えております。

5 ページに、川西市教育支援委員会規則の一部を改正する規則を載せておりますが、主な改正箇所を、6 ページに掲げております「川西市教育支援委員会規則新旧対照表」にて説明いたします。

第2条(3)に「特別な支援を必要とする乳幼児の就学前施設における支援に関する事」を追加、それを調査審議するため、第9条に「就学前児童支援調整部会を置く」旨を追加、また、第3条の教育支援委員を25名にふやし、第4条の委員に「その他教育委員会が必要と認める者」を追加しています。

部会の構成員としましては、教育支援委員の中から、医師・保健師・園所関係者・発達に関する専門家・事務局等を想定しております。

以上の改正を行い、教育支援委員会において、就学前・就学时・就学後の切れ間ない支援のあり方等について審議してまいりたいと考えております。

以上、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

加藤委員

変更の箇所には余り関係ないところでございますけれども、委員の中のカテゴリーの中に医師という項目があります。学校保健安全法、あるいは川西市の市立幼稚園規則の中においても、教育委員会に関与する医療関係者の中には、医師、歯科医師、薬剤師の3つのカテゴリーがあるわけですが、その中で、医師だけがここに書かれている理由というのを教えてください。

教育支援センター
所長(荒木)

ここに書かれてあるということについてですけれども、今まで委嘱しておりました教育支援委員会の皆様の中で、広く医師のほうをしていただい

ていることがありましたけれども、子どもの発達にかかわることをしっかりとご意見いただくということで、医師に入っただいているということでございます。

教育推進部長
(若生) 追加でございます。教育支援委員会には、医師会にご推薦を願い、医師をご推薦いただいているわけでございますけれども、学校教育における特別支援学級の種別、知的障害、情緒障害、肢体不自由、難聴等々の関係のある医師の先生方、具体的には内科、小児科、整形外科、耳鼻咽喉科、精神科というような医師の方をご推薦いただいているということでございます。

以上でございます。

加藤委員 今の説明で十分納得いたしました。ただ、状況に応じては歯科医師あるいは薬剤師の助言を必要とする場合もあるかもしれません。その場合には、ここに出席されている委員の医師の方々を通じてでも相談できるようなルートだけは持っておいてほしいと思います。

以上です。

石田教育長 よろしいですか。ほかございますか。

磯部委員 委員会の構成の人数ですが、今回(5)のところに書かれているように、「必要と認める者」というものが追加されておりますので、おのずと人数がふえているとは思いますが、20から25になった根拠は何でしょうか。

教育支援センター
所長(荒木) このふえた人数につきましては、調整部会のメンバーを想定しております。具体的には、その他教育委員会が認める者の中に、発達相談員の方を含んでおりますので、このような旨で書かせていただいております。

磯部委員 ありがとうございます。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第28号につきましては、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第28号につきましては、可決さ

れました。

石田教育長

では次に、日程第6、議案第29号「川西市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

幼児教育保育課長
(丸野)

それでは、議案第29号「川西市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開き願います。

本案は、川西市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の制定について、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由でございますが、川西市立加茂幼稚園と川西市立加茂保育所を統合し、川西市立幼保連携型認定こども園を平成31年4月より設置するため、本案を提出するものでございます。

以下、条例の本文につきまして、議案書8ページ、新旧対照表では、議案書9ページでご説明いたします。

まず、8ページをご覧ください。条文の内容でございます。

第2条の表で、平成31年4月1日から開設しますこども園を、名称を「加茂こども園」とし、設置します位置は、旧加茂小学校跡地の一部の位置で、「加茂3丁目13番地内」でございます。

次に、付則としまして、第1項で、この条例は平成31年4月1日から施行すると規定しております。

付則第2項では、市立幼稚園の条例において、加茂幼稚園のみ3年保育を実施しておりますことから、第6条のただし書きにある加茂幼稚園の教育期間は3年とする記述の削除と、別表から加茂幼稚園の項の削除を規定しました。付則第3項では、加茂保育所の閉園に伴い、保育所条例の表から加茂保育所の項の削除を規定しました。

次に、議案書9ページをお開きください。

先ほど説明いたしました内容につきまして、上段右側の改正後(案)のとおり、第2条の表で「加茂こども園」の項を追加し、中段では付則第2項において、第6条のただし書きと、別表中「加茂幼稚園」の項を、右側改正後(案)のとおり削除するものです。

また、下段左側にある「加茂保育所」の項を、付則の第3項で右側改正後(案)のとおり、削除するものです。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします
ます。

石田教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員 議案に直接関係はありませんが、意見です。川西市立加茂こども園は、川西市で2園目となる認定こども園になります。牧の台みどりこども園が無事開園しましたが、開園に至るまでの経験値を生かして、残り1年切っておりますが、準備をお願いいたします。特に懇談会などでも話には出ていますが、園の旗、園旗のことであったり、園の歌、園歌のことであったり、そういうことも含めて地域の皆様や子どもたちや保護者の皆様に愛される園づくりに努めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

石田教育長 ご意見ということでよろしいですか。

磯部委員 はい。

石田教育長 ほかがございませんか。よろしいですか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第29号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第29号につきましては、可決されました。

石田教育長 では次に、日程第7、議案第30号「川西市青少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」であります。事務局から説明をお願いします。

こども・若者ステーション(開設準備担当)所長兼青少年センター所長(増田) それでは、議案第30号「川西市青少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の10ページをお開き願います。

本案は、川西市青少年センター設置条例の一部を改正する条例の制定に

ついて、市長に申し出するにつき、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決をお願いしようとするものでございます。

今回の提案理由でございますが、川西市青少年センターの位置を変更するに当たり、条例の一部を改正する必要があるため本案を提出するものでございます。

以下、改正いたします内容につきまして、議案書11ページ、新旧対照表では議案書12ページにてご説明いたします。

では、11ページをご覧ください。

川西市青少年センター設置条例第2条第2号に規定する青少年センターの位置につきまして、川西市火打1丁目12番地内に改めるものでございます。

また、付則の1におきまして、この条例は、規則で定める日から施行すると定めております。

付則の2におきましては、川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例第4条第1項に規定するキセラ川西プラザに置く施設に、川西市青少年センターを加えております。

あわせて、同条例第5条に規定する関係条例の適用に、川西市青少年センターの管理運営については、川西市青少年センター設置条例を適用することを加えております。

次のページ、12ページの川西市青少年センター設置条例新旧対照表をご覧ください。

左側、第2条第2号、現行の位置「川西市栄町11番3号」を、右側の改正後(案)のとおり、「川西市火打1丁目12番地内」に改正するものでございます。

青少年センターは、現在、栄町11番3号のパーティK2北棟2階を活動拠点としておりますが、平成30年秋に複合施設キセラ川西プラザの開設を予定しておりまして、同施設内に、青少年センターを所管することも・若者ステーションを開設するため、青少年センターの位置を、こども・若者ステーションが所在する火打1丁目12番地内へ改正するものです。

続きまして、同じ12ページの川西市キセラ川西プラザの設置及び管理に関する条例新旧対照表をご覧ください。

第4条において、キセラ川西プラザに置く施設を規定する必要があるため、川西市青少年センター設置条例の一部改正に合わせて、右側の改正後(案)のとおり、第6号に「川西市青少年センター」を加えるものでございます。

また、第5条に挙げられている関係条例を適用する施設の管理運営につ

いて、現行の条例等の規定によることを定めるため、右側の改正後（案）のとおり、第5号に「川西市青少年センター」を加えるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

石田教育長 説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第30号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声）

石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第30号につきましては、可決されました。

石田教育長 では次に、日程第8、議案第31号「平成31年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について」であります。事務局から説明をお願いします。

教育支援センター
所長（荒木） それでは、議案第31号「平成31年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について」ご説明申し上げます。

13ページをご覧ください。

本案は、平成31年度使用教科用図書採択に関する方針及び組織について、川西市教育委員会事務処理規則第10条第1号の規定により、議決を求めるものでございます。

教科用図書の採択に関しましては、本年度は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の規定により、「特別の教科 道徳」を除く小学校教科用図書及び中学校教科用図書の採択、平成31年度から始まる中学校「特別の教科 道徳」並びに学校教育法付則第9条に規定する教科用図書の採択を行います。そこで本案を提出し、方針及び組織について教育委員会の議決を求めるものであります。

14ページに掲げております平成31年度使用教科用図書の採択方針についてご説明いたします。

（1）採択の基本方針といたしまして、採択に当たっては、兵庫県教育委員会発行の「調査研究資料」を参考に、当地区の教育的文化的諸条件及び義務教育諸学校間の連携を考慮し、十分な調査研究を行い、慎重に採択

するといたします。

ア 小学校教科用図書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の規定により、「特別の教科道徳」を除く教科用図書の採択がえの年度に当たりますので、綿密周到な研究と調査を行い、慎重に検討し採択いたします。ただし、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用して採択するものとしています。

イ 中学校「道徳科」の教科用図書の採択につきましては、中学校学習指導要領により平成31年度から始まる「道徳科」の教科用図書採択の年度に当たりますので、「中学校用教科書目録」に登載されている教科書のうちから、綿密周到な研究と調査を行い、慎重に検討し採択するものいたします。

ウ 「道徳科」を除く中学校教科用図書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条の規定により、平成30年度使用教科用図書と同一の教科書を採択するものいたします。

エ 特別支援学級教科用図書の採択ですが、学校教育法付則第9条に規定する教科用図書の採択に当たりますのは、兵庫県教育委員会発行の「調査研究資料」を参考の上、十分な調査研究を行い、適切な教科用図書を採択するものいたします。

続きまして、採択に関する組織についてご説明いたします。

15ページをご覧ください。

2 平成31年度使用教科用図書の採択に関する組織については、27年度に可決いただきました川西採択地区協議会規約に基づいております。

川西市教育委員会は、兵庫県教科用図書採択地区に基づき、猪名川町教育委員会と共同して川西採択地区協議会を協議会規約にのっとり組織し、協議会における協議の結果に基づいて、平成31年度使用教科用図書を採択いたします。

選定委員会は、今回の採択用教科用図書を調査・研究し、採択候補となった教科用図書を協議会に報告をいたします。その報告を受け、協議会は協議を行い、その結果を教育委員会に通知いたします。そして、教育委員会は通知を受け、平成31年度使用教科用図書を採択することとなります。

このような流れで、採択を進めてまいりたいと考えております。

16ページをご覧ください。

次に、川西採択地区協議会委員の委嘱、任命についてであります。17ページ以降にあります協議会規約に基づきまして、川西市から8名、猪

名川町から6名を、それぞれ教育委員会が委嘱または任命いたします。川西市の8名については、それぞれの選出区分に応じて、1番から8番までの委員を委嘱または任命しようとするものです。

5番の新名乃里子教諭は、中学校国語科教員としてはもちろんのこと、平成27年度より特別支援教育コーディネーターとして活躍され、昨年度においては市内の教育実践発表大会や中学校道徳教育部会において研究発表を行ったりするなど、中学校教育及び特別支援教育における豊かな経験と実践及び専門的な知見を有しておられます。

7番の松岡寛一様は、在職中は、川西市教育情報センター所長や川西市教育委員会教育振興部教育支援室長として、教科書採択に係る所掌事務の責任者を務めるなど、豊かな経験と専門的な知見を有した方です。

また、委員の任期は、協議会規約第7条第2項の「委員の任期は1年とする」との条項に基づき、平成30年5月30日から平成31年5月29日まででございます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

石田教育長

説明は終わりました。質疑・ご意見等はございませんか。

加藤委員

表にありますように今回で4回目、採択のほうに述べさせていただきま。今年度におきましては、やはり特別な教科であるところの中学校道徳ですね、ここが一番ポイントになる。ほかのところも当然十分審議しようと思っておりますけれども、道徳というのは到達点が非常に難しいですよ。ほかの数学、英語、理科などに比べてね。どこまで到達したかということに対する評価は非常に難しくなる。勢い、教科書のつくりも難しくなれば、それを採択するほうも難しくなるんですが、僕としては、これに臨むに関しては、一つの視点として、新しい学習指導要領においては、アクティブラーニングから主体的、対話的な深い学びというのが一つのポイントになっておりますので、そこから導き出される評価の基準というのは、到達点を求めるのではなくて、そこに至るまでの問題解決のプロセスのほう重要になってくると思うんです。ということは、問題解決へのプロセスをいかに理解してそっちの方向に。その方向が間違った方向はいけませんけれども、どの方向に進めるかという生徒の学びの姿勢なり理解力などというものの評価がちゃんとできるような教科書を採択して持ってきていたいと思っております。

以上です。

- 石田教育長 今、加藤委員おっしゃったように主体的、対話的、深い学びというのは道徳の領域についても同じことが言えますので、答えが一つであるということではなくて、思考の問題解決のプロセスと今加藤教育委員はおっしゃられました。そこら辺の視点が大事なかなというふうに思っています。
ほかご意見ございませんか。
- 鈴木委員 また例年のように教科書を中央公民館で見ることができるのでしょうか。
- 教育支援センター
所長（荒木） はい、今年度も教科書の展示会を行います。中央公民館 1 階のロビーで 6 月 15 日の金曜日から 6 月 28 日の木曜日、土日を含む 9 時から 17 時を予定しておりますので、よろしく願いいたします。
- 鈴木委員 ありがとうございます。
- 石田教育長 それでは、お諮りいたします。議案第 31 号につきまして、これを可決することにご異議はございませんか。
- （「異議なし」の声）
- 石田教育長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 31 号につきましては、可決されました。
- 石田教育長 では次に、日程第 9、諸報告であります。諸報告 1「（仮称）川西こども園の基本設計及び川西保育所仮園舎について」、事務局から報告をお願いいたします。
- こども支援課長
（岩脇） それでは、「（仮称）川西こども園の基本設計及び川西保育所仮設園舎について」ご説明を申し上げます。お手元の資料をご覧になってください。
お手元の資料の 1 ページ目は、基本設計に基づきます施設の概要、それから 2 ページ目から 4 ページ目につきましては（仮称）川西こども園の 1 階から 3 階までのそれぞれの平面図、そして 5 ページ目には、川西小学校の運動場に設置します川西保育所仮設園舎の配置図となっております。また、最後に【参考】といたしまして、「市立幼稚園と保育所の一体化に関するスケジュール」についてまとめた資料を添付しておりますので、ご確認ください。
本件は、川西市子ども・子育て計画に基づきまして、川西幼稚園と川西

保育所が一体化した幼保連携型認定こども園の整備を実施するに当たり、昨年の9月に設計業者を選定し、先行して実施しております一体化事業と同様に、保育・教育の現場の職員などで構成いたします「市立幼稚園と市立保育所の一体化に関する検討会議」の「施設整備検討部会」などで基本設計の成案に向けた検討を重ねてまいりましたが、このたび、その内容がまとまりましたので、ご報告させていただくものでございます。

まず、資料1ページ目の「1.施設概要」についてでございますが、敷地面積は1,143.60平方メートル、建築面積は608.12平方メートル、延床面積は1,279.57平方メートルとなっております。構造は「鉄骨造3階建て」で、駐車場につきましては、現在の川西保育所と同様に、川西小学校内の駐車スペースを共用することとしております。

定員は、幼稚園機能の1号認定児童70人と、保育所機能の2号・3号認定児童60人の合計130人を予定しております。

次に「2.施設の特徴」についてであります。資料2ページ目以降にございます各階の平面図により、ご説明をさせていただきます。

まず、資料2ページ目の「1階平面図」をご覧ください。

「建物の配置」及び「形状」につきましては、コンパクトなL字型の3階建てとしておりまして、使いやすい整形の地上園庭を確保しながら、周辺環境との調和にも配慮したものとしております。

エントランスの位置は、現保育所と同様に、川西小学校内に正門を設置し、また、玄関前にはピロティを設けまして、雨天時の利便性に配慮しております。

1階には、北東側の静かで落ちつける位置に「0・1・2歳児の保育室」を設けまして、「職員室」や「調理室」のほか、先行事例と同様に、食育のための「クッキングコーナー」も設置しております。

続きまして、資料3ページ目の「2階平面図」をご覧ください。

2階には、主に「3歳から5歳児の保育室」を設置しておりますが、今後の児童数の変動にも柔軟に対応できるよう、「一時保育室」、「多目的室」、「子育て支援室」への転用も想定した配置としております。

続いて、4ページ目の「3階平面図」をご覧ください。

3階には「遊戯室」を設けておりまして、運動遊びなど、多様な取り組みを「屋上園庭」と一体的に行えるように配置しております。また、「屋上園庭」部分には、移動式の「プール」を設置できるようにしております。

以上が、主な「施設の特徴」でございます。

続きまして、資料の5ページ目をご覧ください。

(仮称)川西こども園の新園舎は、現川西保育所の敷地に新築いたしま

すことから、その工事期間中に必要となります川西保育所の仮設園舎を、リース契約により設置をいたします。資料5ページ目の図面は、その「川西保育所仮設園舎の配置図」でございます。

川西小学校の運動場東側の一部をお借りすることとなります敷地の面積は757.21平方メートルで、延床面積434.64平方メートル、また、建物の構造は「軽量鉄骨プレハブ造」の「平屋建て」となっております。

なお、仮設園舎の建設工事は本年10月から12月までの3カ月間、また、仮設園舎を使用する期間は、31年1月から32年2月までの14カ月間をそれぞれ予定しております。

次に、資料の1ページ目に戻っていただきまして、項目4つ目の「開設までの主な日程」をご説明させていただきます。

この基本設計に基づきまして実施設計をまとめた後に、来年1月当初から、川西保育所を仮設園舎に移行いたしまして、その後、現園舎の解体工事に着手いたします。引き続いて、こども園園舎の新築工事に入りまして、平成32年2月の竣工、同年4月の開設を予定しているところでございます。

資料1ページ目の右側には、上段に（仮称）川西こども園の「外観イメージパース」、下段には各室等の面積を記載しておりますが、今後、実施設計を検討する過程におきまして、一部これらの内容に変更が生じる場合がございますので、その点につきましてはご理解くださいますよう、お願いいたします。

以上が、今回の基本計画（案）及び仮設園舎の主な内容についてでございます。本日、厚生文教常任委員協議会におきまして、市議会には報告しておりまして、今後は、幼稚園、保育所、また地域での説明会を開催いたしまして、本計画についての説明を実施する予定となっております。

最後に、【参考】といたしまして資料の最終ページに添付させていただいております「市立幼稚園と保育所の一体化に関するスケジュール」について、ご説明させていただきます。

現行の「川西市子ども子育て計画」に従って実施いたします市立幼稚園と保育所の一体化事業であります。まず表中1点目の「牧の台みどりこども園」につきましては、本年4月、無事に開園を迎えております。また、現在、事業が進行中のものは2点目の「（仮称）加茂こども園」と、3点目、先ほどご説明を申し上げました「（仮称）川西こども園」についてでありまして、それぞれ、平成31年4月、32年4月の開設に向けて進めているところでございます。

4点目に記載の川西北幼稚園と川西北保育所を一体化して整備いたします「(仮称)川西北こども園」についてであります。当初の開設予定を1年おくらせまして、平成34年4月の開設を目指して進めることといたしております。これは、開設までの期間において、他の施設整備等の事業を含めまして財政支出の平準化を図る必要があることに基づいての措置でございますが、今後、両園所とその保護者の皆様、地域住民の方々に向けましては、改めましてのご説明をさせていただきたいと考えております。報告は以上でございます。

こども未来部 副部長(山元) 只今ご報告させていただきましたことに加えまして、本日午前中に開催されました厚生文教常任委員協議会の中で頂戴したご質問、ご意見などにつきまして、重立ったものをご紹介させていただきたいと思っております。

1つは、定員設定のことについてご質問、ご意見を頂戴しております。いわゆる保育を必要といたします子ども、2号、3号の定員につきましては60名、幼稚園機能をお使いいただく子どもさんの定員設定については70名という形で予定しておりますけれども、昨今の保育に関する需要の高まり等を考えていくなれば、この部分についてはさらに保育に係る定員の部分を手厚くして、保育を必要とする子どもさんをより多く受け入れていくような形にしてはどうかというふうなご意見を頂戴しております。この点に関しましては、基本的には議員がおっしゃいますとおり保育に関する需要は高まっておりますけれども、保育の需要の高まりの部分につきましては、基本的に民間施設の誘致によりまして定員拡大を図っていくことを市の基本としていること、ただ、整備いたします市立こども園の部分につきましても、待機児童が集中するゼロ歳、1歳、2歳の部分に定員を手厚く配置をすることでありまして、基準を守りながら定員を超えた受け入れをしていくということなども対策として講じていくことなどを説明させていただいているところでございます。

また、園庭についてもご意見をいただいております。園庭については、地上部分の園庭と、3階の屋上部分の園庭に分かれるような形で設定しておりますけれども、子どもたちが伸び伸びと園庭を活用できるように、そういったところの工夫等もされたいといったご意見も頂戴しております。また、既に牧の台みどりこども園が開設されておりますので、そこでの経験や課題等があったら、それをしっかりと引き継いで新しい園の運営あるいは設計に活かしていくというふうなこと、また、仮設園舎につきましても、今後の活用等も含めて何らかの形で仮設が終わった後も活用できないのかというご意見もいただいているところではございますけれども、ここ

の部分についてはやはりリースという形でもございますし、小学校の園庭を狭くしているという現状もございますので、難しいというふうな形でご答弁はさせていただいているところです。

そのほか、トイレのこと、あるいは避難訓練のこと、採光等の基準のことなどなどご質問を頂戴したところでございます。今後は、議員からいただきましたご意見、あるいは今後保護者等からいただきますご意見を踏まえまして実施設計を進めてまいりまして、可能なものについては反映をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

補足分の説明は以上でございます。

石田教育長 只今の説明について、質疑・ご意見等はございませんか。

磯部委員 資料の5ページ目の仮設園舎の図面ですが、この中でゼロ歳児の皆さんの保育室というのはどの場所になるのでしょうか。

こども支援課長 (岩脇) これは現在通ってらっしゃいます保育所の児童を受け入れるための仮設でございますので、現在ゼロ歳の児童は保育してございませんので、保育室としては準備をしてございません。

磯部委員 14カ月ほど運用するということですが、その間にも入所の予定はないということですね。

幼児教育保育課長 (丸野) 加茂こども園になりましてからゼロ歳児保育を始めますので、加茂保育所のうちではございません。

磯部委員 川西保育所ですね。

幼児教育保育課長 (丸野) 失礼しました。川西保育所ではゼロ歳児の保育はいたしません。

石田教育長 川西保育所ではゼロ歳児やっていないということですか。

磯部委員 ありがとうございます。

石田教育長 ほかによろしいですか。

石田教育長 それでは、諸報告については以上といたします。

石田教育長 以上で本日の議事は全て終わりました。

石田教育長 次回の定例教育委員会は、6月21日(木)午後2時から、庁議室にて開会の予定です。

石田教育長 これをもちまして、第8回川西市教育委員会(定例会)を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

[閉会 午後2時55分]

以上会議の事項を記録し、相違ないことを認めましたので、ここに署名いたします。

平成30年6月21日

署名委員 磯 部 裕 子

服 部 保